

○総務省令第三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十四条第二項及び第四百四十七条第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

必 出 後

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）

[表 略]
 [備考 略]
 [表 略]
 備考 [1 略]
 2 一般職の職員の給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び共済費は、※印を付している目に計上すること。
 3 2にかかわらず、事業費支弁の一般職の職員の給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び共済費は、当該事業費の目に計上すること。
 4 2にかかわらず、施設の一般職の職員に係る給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び共済費は当該施設の目に計上することができること。
 5 2にかかわらず、会計年度任用職員の給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び共済費は、当該事業費の目に計上することができること。
 6 [略]
 7 [略]

歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）

節	明 説
[1～6 略] [削る] 7～27 [略] [備考 略]	

予算に関する説明書様式（第十五条の二関係）

給 与 費 明 細 書

[1 略]
 2 一般職
 [(1)・(2) 略]
 (3) 給料及び職員手当の状況
 [ア・イ 略]
 ウ 級別職員数
 [表 略]
 (級別の基準となる職務)
 [表 略]
 [エ・オ 略]
 カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当
 [表 略]
 [キ～ケ 略]
 備考 [1～6 略]
 7 「ウ 級別職員数」の「(級別の基準となる職務)」は、原則として、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。
 8～10 略

必 出 直

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）

[表 同左]
 [備考 同左]
 [表 同左]
 備考 [1 同左]
 2 一般職の職員の給料、職員手当（退職手当を除く。）及び共済費は、※印を付している目に計上すること。
 3 2にかかわらず、事業費支弁の一般職の職員の給料、職員手当（退職手当を除く。）及び共済費は、当該事業費の目に計上すること。
 4 2にかかわらず、施設の一般職の職員に係る給料、職員手当（退職手当を除く。）及び共済費は当該施設の目に計上することができること。
 [新設]
 5 [同左]
 6 [同左]

歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）

節	明 説
[1～6 同左] 7 賃 金 8～28 [同左] [備考 同左]	

予算に関する説明書様式（第十五条の二関係）

給 与 費 明 細 書

[1 同左]
 2 一般職
 [(1)・(2) 同左]
 (3) 給料及び職員手当の状況
 [ア・イ 同左]
 ウ 級別職員数
 [表 同左]
 (級別の標準的な職務内容)
 [表 同左]
 [エ・オ 同左]
 カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当
 [表 同左]
 [キ～ケ 同左]
 備考 [1～6 同左]
 7 「ウ 級別職員数」の「(級別の標準的な職務内容)」は、原則として、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。
 8～10 同左

備考 表中の [] の記載及び表裏裏の「」欄に記入した数値部分を除く全体に付したと票が記載される。

附 則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、予算に関する説明書様式（第十五条の二関係）給与費明細書の改正規定は、公布の日から施行する。